

磐田市立総合病院入院案内広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、磐田市立総合病院（以下「病院」という。）が入院前に患者配布している「入院のご案内」（以下「入院案内」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 入院案内に掲載する広告は、冊子内掲載枠への印刷による広告とする。

(掲載可能な広告の範囲)

第3条 入院案内に広告を掲載することができる者、広告の内容範囲は、磐田市立総合病院 広告掲載規程（平成22年病院事業管理規定第5号。以下「規程」という。）及び磐田市立総合病院広告掲載基準（平成23年9月1日制定。以下「基準」という。）に定めるところとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格及び枠数は、次のとおりとする。

種類	大きさ	色	掲載位置	枠数
広告 A	縦 45 mm×横 85 mm	カラー4色	目次頁の下段	2枠
広告 B	縦 45 mm×横 85 mm	カラー4色	裏表紙の下段	4枠

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）は、1枠につき広告 A 10,000 円、広告 B 15,000 円とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、入院案内 5,000 部を配布完了するまでの期間とする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、募集時に定める申込期日までに、磐田市立総合病院広告掲載申込書（規程 様式第1号）に、次に掲げるものを添付して提出しなければならない。

- (1) 広告デザイン案（電子データ及びそのデータを印刷したもの）
- (2) 事業者にあつては、当該事業の概要が分かる書類
- (3) 市税の納入状況が確認できる書類
- (4) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証明する書類の写し
- (5) 前4号に定めるもののほか、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める書類

2 広告デザイン案は掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の審査及び優先順位)

第8条 管理者は、第7条に規定する申込書の提出があつたときは、規程第2条及び基準により広告掲載の適否を審査する。

(広告掲載の決定)

第9条 管理者は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果について規程第8条に定める磐田市立総合病院広告掲載審査結果通知書(様式第2号)により通知する。

(掲載料の納付)

第10条 広告の掲載決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、第5条に規定する掲載料を、指定日までに一括納付するものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告の内容が第3条に該当しなくなったと認められるとき。
- (2) 広告主が前条の規定による掲載料の納付をしないとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、管理者が広告掲載を不適切と認めるとき。

2 前項による取消しに起因する損害が生じた場合にも、病院は賠償の責めを負わない。

(掲載料の返還)

第12条 掲載料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載することができなくなったとき。
- (2) 管理者が返還する必要があると認めたとき。

2 前項の規定により還付する掲載料には、利子を付さない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、入院案内の広告掲載に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年10月21日から適用する。